

戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託契約に係る
プロポーザル方式業者選定実施要領

1. 目的

本要領は、戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託契約について、事業者による業務委託にあたり、その事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 基本的な事項

- (1) 業務名 戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託
- (2) 業務内容 「戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託契約仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年12月10日まで
- (4) 実施方法 公募型プロポーザル
- (5) 提案上限額 3,927,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。
※上記上限額を超えた見積金額を提出した場合は、失格とする。

3. 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7年度泉佐野市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続きの申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていない者。
- (4) 泉佐野市暴力団排除条例に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止措置又は入札参加資格保留措置を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税のいずれも滞納していないこと。
- (7) 同種又は類似業務について地方公共団体と直接契約し、1年以上の履行実績があること。
- (8) プライバシーマーク認証又はISO27001（ISMS）認証のいずれかを取得していること。

4. 主要スケジュール

なお、予定とあるものは概ねの日程を示すものである。

- ・ 公募開始 4/21（月）
- ・ 質問書の受付締め切り 4/30（水）
- ・ 質問書への回答 5/2（金）予定
- ・ 参加申出書等の提出期限 5/15（木）午後5時15分必着
- ・ 提案資格確認結果の通知 5/19（月）
- ・ 企画提案書の提出期限 5/30（金）午後5時15分必着
- ・ 書類審査・審査結果通知 6月上旬予定

5. 参加に係る手続き

- (1) 参加申出書等の提出期限
令和7年5月15日（木）午後5時15分必着
- (2) 提出書類
 - ア 参加申出書【様式1】
 - イ 会社概要（様式自由）
 - ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3の3（法人）、その3の2（個人））。
 - エ プライバシーマーク認証又はISO27001（ISMS）認証を取得していることを証明する書類（写し可）
 - オ 実績調書【様式2】
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出先
〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号
泉佐野市役所 総務部市民課 担当者：藤本、南
電話：072-463-1212（内線2115）
Fax：072-469-2238
Eメール：simin@city.izumisano.lg.jp
- (5) 提出方法
郵送か持参で提出してください。
 - ・郵送の場合は、書留郵便か追跡が可能な宅配便で期限までに到着するように発送してください。
 - ・持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時15分の間に持参してください。
- (6) 提案資格確認結果の通知
参加申出書等を市民課において確認し、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (7) 結果通知日
令和7年5月19日（月）予定 FAXで通知します。

6. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年5月30日（金）午後5時15分必着
- (2) 提出書類
 - ①企画提案書
企画提案書は、事業者を選定するにあたって仕様書に記載の要件の具体的な実現方法や、事業者の考えについて、文章・表・図等を用いて簡潔かつ明瞭に説明するものであること。事業者は以下の点に留意して企画提案書を作成すること。
 - ア 戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託契約仕様書に記載の事項を満たすこと。
 - イ 企画提案書はA4判横（A3折込不可）20ページ以内とし、横書き、両面印刷、長辺

綴じとし、下部中央にページ数を付すこと。なお、文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とする。

ウ 文中には会社名、社章、製品名など、事業者を特定させる文言等を使用しないこと。

②見積書（任意様式）

ア 提案書の内容に基づき、本業務委託に係る経費を積算すること（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 積算内訳を記載すること

(3) 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(4) 提出先

5（4）と同じ

(5) 提出方法

郵送か持参で提出してください。

- ・ 郵送の場合は、書留郵便か追跡が可能な宅配便で期限までに到着するように発送してください。
- ・ 持参の場合は、平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分の間に持参してください。

7. 質問書の提出

本業務委託に係る質問がある場合は、次により質問書を提出してください。

質問内容及び回答については、泉佐野市ホームページに掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 様式

別添の所定の書式に基づき作成するものとします。【様式 A】

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 5 時 1 5 分まで

(3) 提出先

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号

泉佐野市役所 総務部市民課 担当者：藤本、南

電話：072-463-1212（内線 2115）

Fax：072-469-2238

Eメール：simin@city.izumisano.lg.jp

(4) 提出方法

- ・ 原則、F A X か電子メールで提出してください。また、いずれも、電話により受信確認を行ってください。
- ・ 電子メールの場合、件名は次のとおりにしてください。

【提出】「戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託」

にかかると質問書（貴社の社名）

(5) 回答送付日及び方法

令和 7 年 5 月 2 日（金）（予定） 泉佐野市ホームページに掲載します。

ただし、公開することにより質問者の競争上の利益を害すると判断した場合には、当該質問者のみにメール回答します。

8. 評価及び契約締結候補者の選定方法

(1) 評価項目及び評価基準

別添「戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務評価基準」による。

(2) 契約締結候補者の選定

戸籍への氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託業者選定審査委員会において下記のように評価を実施し、契約締結に向けた手続を行う。

- ア 受託候補者の中から、最も優れている提案者を契約締結候補者として選定する。
- イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約締結候補者として選定しない。
- エ 契約締結候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約締結候補者として手続を行うものとする。
- オ 審査は非公開とし、審査内容に関する問い合わせについては一切回答しない。

9. 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約締結候補者として、選定又は選定しなかった旨を結果通知書により通知する。

令和7年6月上旬に通知予定

(2) 評価結果の公表

契約締結候補者として選定をされた者及び選定理由については、選定後に泉佐野市総務部市民課内において閲覧させること及びホームページにおいて公表する。

10. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- ・ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ・ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- ・ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- ・ 市に費用負担を求める提案

11. 契約の締結

(1) 選定された者と市との間で当該事業に係る契約を締結する。

契約の条項及び事業仕様は、選定した契約締結候補者の提案書による提案内容について協議し、確定するものとする。

(2) 契約締結候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約締結が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

- ア 「3 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- イ 提案資格または提案内容が無効となったとき。
- ウ その他事故等の特別な事由により契約締結が不可能と認められるとき。

12. その他

- (1) 参加申出書等を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式3】を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時45分から午後5時15分まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (4) 提出後の参加申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (5) 電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 選定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約締結候補者となった者が「泉佐野市暴力団排除条例」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
なお、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (7) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。